

使用開始日 2012.08.27

## アムンディ・円建社債ファンド2012-09

単位型投信/内外/債券

愛称 円のボンマルシェ2

Bon marché



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・円建社債ファンド2012-09の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年8月10日に関東財務局長に提出しており、平成24年8月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

## ファンドの商品分類および属性区分

| 商品分類    |        |                   | 属性区分   |      |                  |
|---------|--------|-------------------|--------|------|------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域           |
| 単位型投信   | 内外     | 債券                | 債券(社債) | 年2回  | グローバル<br>(日本を含む) |

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]  
アムンディ・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日:1971年11月22日  
資本金:12億円(2012年3月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:  
1兆2,728億円(2012年6月末現在)

■受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]  
株式会社りそな銀行  
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)  
■<ファンドに関する照会先>

## アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、主として金融機関が新規に発行する複数の円建社債に投資を行い、満期償還時の投資信託財産の確保および定期的な収益分配の確保を目指した運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 金融機関が新規に発行する約3年満期の円建社債を主な投資対象とします。

- 円建社債の発行体(保証を与える金融機関等を含む)の格付は、原則として設定日においてA一格(スタンダード&プアーズ社)以上またはA3格(ムーディーズ社)以上のいずれかとします。なお、委託会社が前記格付相当と判断する場合、円建社債の発行体(保証を与える金融機関等を含む)の格付は、シングルA格未満の投資適格格付となることがあります。
- 原則として、投資対象の円建社債(以下「投資対象債券」)は各債券の満期まで保有します。ただし、途中換金の申込によって投資対象債券を売却する必要が生じた場合、投資対象債券の発行体等の信用状況が著しく悪化した場合や債務不履行等が発生した場合等には、この限りではありません。
- 日本国債および短期金融商品等に投資することがあります。

### 2 原則として、満期償還時の元本確保を目指します。

- 元本確保とは、1万口当たり約10,000円の確保を指します。
- 原則として、満期償還時には元本確保を目指しますが、信託期間中は投資元本を下回る水準となる可能性が高くなります。**投資対象債券の発行体等が債務不履行等の状況に陥った場合には、満期償還時の元本確保ができない場合があります。**

### 3 原則として年2回、3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、一定額(年間合計約24円~約110円(1回につき約12円~約55円)、1万口当たり/税引前)の分配金のお支払いを目指します。

- 分配金額は原則として設定日(平成24年9月27日)に決定します。決定した分配金額は、委託会社が販売会社を通じて書面にて投資者の皆さまにご報告します。募集期間中は、原則として毎週月曜日(休日の場合は翌営業日)に前週時点の市場環境に基づいた分配金額試算値を表紙に記載の<ファンドに関する照会先>にて公表します。
- ファンドは、残存3年程度の日本国債や預貯金の利率より高い利率に相当する分配金額を目指します。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の元本超過額または配当等収益のいずれかが多い額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定しますが、原則として上記の一定額の収益分配を目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。なお、留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 【ご参考】

債券とは、国、地方公共団体、企業などが投資者から資金を調達することを目的として発行するものです。企業が発行する債券を社債といいます。一般に、債券は定期的に利息を受取ることができ、満期償還時に投資元本(額面金額)が戻ります。

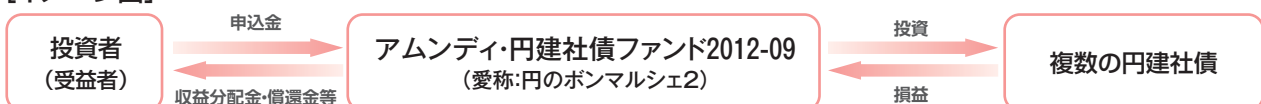
#### 【イメージ図】



## ◎ファンドの仕組み

ファンドの運用指図の権限は、アムンディ インベストメント・ソリューションズに委託します。

#### 【イメージ図】



◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## <追加的記載事項>

### 主要投資対象とする円建社債の発行体候補について

ファンドが主要投資対象とする円建社債は、原則として設定日に決定されます。

下記は2012年7月18日現在の円建社債の発行体候補です。ファンドは、必ずしも下記の発行体が発行する円建社債に投資するとは限らず、他の発行体を選定する可能性もあります。決定した円建社債の発行体は、委託会社が販売会社を通じて書面にて投資者の皆さまにご報告します。

| 発行体候補<br>グループ名           | 国名   | グループの概要  | 発行体候補名                   | 発行体格付※1 |         |
|--------------------------|------|--|--------------------------|---------|---------|
|                          |      |  |                          | S&P社    | ムーディーズ社 |
| バンク・オブ・アメリカ・<br>コーポレーション | 米国   | 世界最大の金融機関の一つであり、自己資本は世界第1位(Tier1ベース)の規模※2を誇ります。  | バンク・オブ・アメリカ・<br>コーポレーション | A-      | Baa2    |
| JPモルガン・チェース<br>&カンパニー    | 米国   | 米フォーブス誌の2010年「フォーブス・グローバル2000」にて世界の上位企業2,000社の中で第1位にランクされたリーディング・カンパニーです。                            | JPモルガン・チェース<br>&カンパニー    | A       | A2      |
| クレディ・アグリコル<br>グループ       | フランス | フランス最大のリテールバンクでフランス国内に9,000を超える支店と2,600万人の個人顧客を有し、高いシェアを誇ります。委託会社の親会社であるアムンディ(フランス)の75%の株式を保有する法人です。 | クレディ・アグリコル<br>エス・エー      | A       | A2      |
| ソシエテ ジェネラル               | フランス | フランスをはじめ、世界80カ国を超える国に3,300万人の顧客を有し、世界をリードするユニバーサルバンクです。委託会社の親会社であるアムンディ(フランス)の25%の株式を保有する法人です。       | ソシエテ ジェネラル               | A       | A2      |
| BPCE                     | フランス | フランス4大メガバンクの一つで銀行・保険・不動産等の総合的な金融サービスを提供する金融グループです。   | BPCE                     | A       | A2      |
|                          |      |  | ナティクシス                   | A       | A2      |
| BNPパリバ                   | フランス | 世界の金融機関において、総資産額第1位の規模※2を誇る、フランス最大級の金融グループです。  | BNPパリバ                   | AA-     | A2      |
| HSBC<br>ホールディングス         | 英国   | 英バンカー誌より2007年から3年連続「世界で最もブランド価値の高い銀行」に選出された世界有数の金融グループです。  | HSBCバンク                  | AA-     | Aa3     |
| ロイズ・バンキング・<br>グループ       | 英国   | 2009年に英金融大手HBOSを買収し、英国最大のリテールバンクとしての地位を確立した金融グループです。   | ロイズTSBバンク                | A       | A2      |
| パークレイズ                   | 英国   | 300年以上の歴史を誇る金融グループです。総合金融機関として世界各国で金融ビジネスを展開しています。   | パークレイズ・バンク               | A+      | A2      |
| INGグループ                  | オランダ | 100年以上の伝統を有する世界的保険会社と、郵便貯金の民営化により誕生した郵便銀行を前身とするオランダ最大手の金融グループです。                                     | INGバンク                   | A+      | A2      |

※1 出所:ブルームバーグ(2012年7月18日現在)。発行体(保証を与える金融機関等を含む)格付は今後、変更される場合があります。

※2 出所:「The Banker, July 2011」

### 円建社債の選定プロセス

アムンディ インベストメント・ソリューションズは、下記のプロセスにしたがって主要投資対象とする円建社債を選定します。

#### <ステップ1>独自の信用力調査・分析

主に以下の観点から発行体の信用力について独自に調査・分析を行い、発行体候補を絞り込みます。

- ・発行体(保証を与える金融機関等を含む)の格付:原則として、設定日においてA一格またはA3格(シングルA格)以上
- ・事業面(事業戦略、事業戦略等の遂行能力、競争力、業界動向、株主構成など)
- ・財務面(収益性、収益動向、財務体質(資産の質、負債の水準、資金調達能力…)など)

#### <ステップ2>円建社債の選定

原則として、複数社を招いた入札により、信用力および価格の両面からファンドにとって有利な条件であると判断した円建社債を複数選定します。

本書作成日時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

\*投資する円建社債の発行体等の信用状況の変化等によっては、ファンドが目標とする分配金額や満期償還価額を達成できない場合あるいは投資元本を割込む場合があります。

\*アムンディ・ジャパン株式会社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## <追加的記載事項>

### 格付について

格付とは、債券の信用力や元利金の支払い能力の安全性などを総合的に分析してランク付けし、アルファベットなどわかりやすい記号で示したものです。格付は「格付機関」が行います。

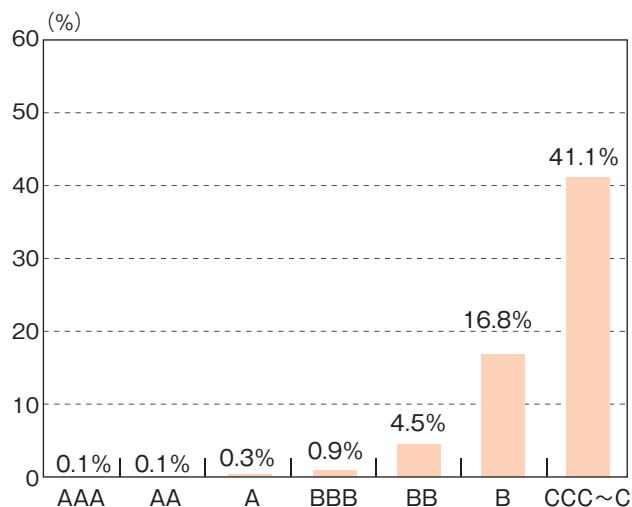
#### 【債券の格付と信用リスクの関係】

|  |                   |              |     |         |   |   |
|--|-------------------|--------------|-----|---------|---|---|
| 低い<br>↑<br>信用<br>リスク<br>↑<br>高い          | 投資適格債<br>(BBB格以上) | スタンダード&プアーズ社 |     | ムーディーズ社 |   |   |
|  |                   | AAA          |     | Aaa     |   |   |
|  |                   |              | +   |         | 1 |   |
|  |                   | AA           |     | Aa      |   | 2 |
|  |                   |              | -   |         | 3 |   |
|  |                   | A            |     | A       |   | 1 |
|  |                   | +            |     | 2       |   |   |
|  |                   | -            |     | 3       |   |   |
|  | BBB               |              | Baa |         | 1 |   |
|  |                   | +            |     | 2       |   |   |
|  |                   | -            |     | 3       |   |   |
|  | BB                |              | Ba  |         | 1 |   |
|  |                   | +            |     | 2       |   |   |
|  |                   | -            |     | 3       |   |   |
| ハイイールド債<br>(高利回り債/<br>投機的格付債)<br>(BB格以下) | B                 |              | B   |         | 1 |   |
|  |                   | +            |     | 2       |   |   |
|  |                   | -            |     | 3       |   |   |
|  | CCC               |              | Caa |         | 1 |   |
|  |                   | +            |     | 2       |   |   |
|  |                   | -            |     | 3       |   |   |
| CC                                       |                   | Ca           |     |         |   |   |
| C  |                   | C            |     |         |   |   |

出所:2011年1月末のスタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

#### 【年間平均デフォルト率】

(1981年~2011年までの格付別累積平均デフォルト率の3年目)



出所:スタンダード&プアーズ社の「グローバル・コーポレート・デフォルト・スタディー2011年版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社作成。

### ご参考:G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)について

各国の金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)が、グローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関として、2011年11月に指定した29の金融機関をいいます。G-SIFIsのリストは毎年更新される予定です。

#### 【G-SIFIsに指定されている金融機関(2011年11月時点)】

赤字は発行体候補が属する金融グループ等

| 米国   | アジア   | 欧州(ユーロ圏)   | 欧州(非ユーロ圏)   |
|--|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・JPモルガン・チェース</li> <li>・バンク・オブ・アメリカ</li> <li>・ウェルズ・ファーゴ</li> <li>・ゴールドマン・サックス</li> <li>・シティグループ</li> <li>・ステート・ストリート</li> <li>・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン</li> <li>・モルガン・スタンレー</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・みずほフィナンシャルグループ(日本)</li> <li>・三井住友フィナンシャルグループ(日本)</li> <li>・三菱UFJフィナンシャルグループ(日本)</li> <li>・中国銀行(中国)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・BNPパリバ(フランス)</li> <li>・クレディ・アグリコル(フランス)</li> <li>・ソシエテ・ジェネラル(フランス)</li> <li>・BPCE(フランス)</li> <li>・ING銀行(オランダ)</li> <li>・ドイツ銀行(ドイツ)</li> <li>・コメルツ銀行(ドイツ)</li> <li>・デクシア(ベルギー)</li> <li>・ユニクレディット・グループ(イタリア)</li> <li>・サンタンデール(スペイン)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HSBC(英国)</li> <li>・パークレイズ(英国)</li> <li>・ロイズ・バンキング・グループ(英国)</li> <li>・ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド(英国)</li> <li>・UBS(スイス)</li> <li>・クレディ・スイス(スイス)</li> <li>・ノルデア(スウェーデン)</li> </ul> |

出所:FSB

### ◎主な投資制限

- 外貨建資産への投資は行いません。
- 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

\*上記は過去の実績であり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

\*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

\*アムンディ・ジャパン株式会社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ①信用リスク

- ・ファンドが主要投資対象とする円建社債には、その発行体や保証を与える金融機関の倒産や財務状況の悪化等によって、当該円建社債の利息や償還金を支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスクがあります。
- ・債務不履行に陥ったとき、またはそうなる可能性が高まったときには、信用リスクが上昇します。このような場合、当該円建社債の価格は値下りし、**ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。
- ・投資した円建社債の発行体や保証を与える金融機関の債務不履行等によっては、目標とする分配金額や満期償還価額を達成できない場合があります。

### ②価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする円建社債は、当該円建社債の発行体や保証を与える金融機関の財務状況、一般的な経済状況や金利、債券の市場感応度の変化等により価格が値下りするリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。ファンドは原則として満期償還時の元本確保を目指して運用を行いますが、**当該円建社債の価格が下落した場合にはファンドの基準価額が下落し、途中換金の際には損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

### ③流動性リスク

途中換金に対応するためには円建社債を一部売却する必要があります。当該円建社債は一部売却時には、十分に流動性が確保されない場合があります。売却の際にはその時の市場環境から期待される価格よりも不利な状況で取引されることがあります。この場合、**ファンドの途中換金価額は売却損が発生する水準となる可能性が高く、投資元本を割込むことがあります**。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### ①途中換金に関する留意点

ファンドは、満期償還時の元本確保を目指して運用を行いますが、途中換金時に適用される基準価額は、組入債券の時価が反映されます。組入債券の時価は、金利の変動、組入債券の発行体や保証を与える金融機関の信用状況等により日々変動するため、**投資者が既に受取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください**。

### ②銘柄集中に関する留意点

ファンドは、1銘柄あたりの組入比率が高くなる場合があります、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

### ③基準価額および償還価額の上限について

- < 信託期間中 > 信託期間中の基準価額は、組入債券の部分売却が可能である価格(時価)を基に算出しますので、投資元本(1万口当たり10,000円)を下回る可能性があります。
- < 満期償還時 > 満期償還価額は、1万口当たり約10,000円と満期償還時の分配金相当額の合計額(税引前)を超えて上昇することはありません。

#### ④収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### ⑤その他

- ・ ファンドが各計算期間において想定を超えた大量の途中換金の申込を受付けた場合には、目標とする分配金額の一部あるいは全部をお支払いできないことがあります。
- ・ ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、当初設定時に一括徴収し、その後の信託期間中には徴収しない仕組みであり、途中換金または繰上償還があった場合でも払戻しされません。したがって、ファンドを途中換金された投資者の負担する運用管理費用(信託報酬)の保有期間当たりの負担率は、満期償還まで保有された投資者の負担率を上回ることでありますので、ご注意ください。また、設定日のファンドの基準価額は、当運用管理費用(信託報酬)分、下落することとなります。
- ・ 発行体候補であるクレディ・アグリコル エス・エーおよびソシエテ ジェネラル(以下、「CASAおよびSG」といいます)が、円建社債を発行することになった場合は発行額相当の資金を調達することとなります。その資金は、事業資金、貸付資金、投資資金などCASAおよびSGが各々の経営、事業計画に基づきいかなる用途にも向けられます。また、ファンドおよびファンドの関係法人である委託会社、販売会社、受託会社は、CASAおよびSGに対してその資金の用途について何ら指示、関与することはありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

### 運用実績

ファンドは平成24年9月27日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

#### ●基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

#### ●分配の推移

該当事項はありません。

#### ●主要な資産の状況

該当事項はありません。

#### ●年間収益率の推移

該当事項はありません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

◆運用実績等については、表紙に記載の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                    |   |
|--------------------|---|
| 購入の申込期間            | 平成24年8月27日～平成24年9月25日<br>販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。   |
| 購入単位               | 1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。<br>詳しくは販売会社にお問合せください。  |
| 購入価額               | 1口当たり1円とします。  |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。  |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。   |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。  |
| 換金代金               | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。  |
| 換金申込受付不可日          | ファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれかにあたる場合)には、受け付けません。  |
| 申込締切時間             | 原則として、毎営業日の午後3時※とします。<br>販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。   |
| 換金制限               | 委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | <ul style="list-style-type: none"><li>・購入申込受付の中止および取消し<br/>市場環境によっては募集上限未達であっても購入のお申込みの一部または全部を受け付けず、購入の申込受付を中止することおよび既に受け付けた購入の申込受付を取消すことがあります。</li><li>・換金申込受付の中止および取消し<br/>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、委託会社の判断で換金の申込受付を制限または中止することおよび既に受け付けた換金の申込受付を取消すことができます。</li></ul> |
| 信託期間               | 平成24年9月27日(設定日)～平成27年9月18日<br>*市場環境等の変動により目標とする分配金額の水準を達成できない可能性が高まった場合、あるいは募集金額が効率的な運用を行うために必要な額(10億円)に満たない場合には、委託会社の判断により設定を中止することがあります。設定が中止された場合のお申込金の返却等の取扱手続き等については、お申込みの販売会社にご確認ください。なお、この場合お申込金に利息はつきません。   |
| 繰上償還               | ファンドの受益権の口数が3億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。   |
| 決算日                | 年2回決算、原則毎年3月20日および9月20日です。休業日の場合は翌営業日とします。<br>第1回目の決算日は、平成25年3月21日とします。   |
| 収益分配               | 年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>満期償還時の分配金相当額は、満期償還価額の一部としてお支払いします。  |
| 信託金の限度額            | 250億円です。  |
| 公 告                | 日本経済新聞に掲載します。   |
| 運用報告書              | 毎年3月、9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。  |
| 課税関係               | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除および益金不算入制度は適用されません。  |

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつそれにかかる販売会社の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### <投資者が直接的に負担する費用>

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 購入時手数料  | ありません。                              |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た金額とします。 |

#### <投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

| 運用管理費用<br>(信託報酬)                    | <p>信託報酬の総額は、投資信託財産の当初設定時元本総額に対し上限1.86375%(税抜1.775%)を乗じて得た金額とし、投資信託財産の当初設定時に費用計上されます。<sup>※1</sup></p> <p>〔信託報酬の配分〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限0.735%<br/>(税抜0.70%)<sup>※2</sup></td> <td>上限1.05%<br/>(税抜1.00%)</td> <td>0.07875%<br/>(税抜0.075%)</td> </tr> </tbody> </table> <p> <sup>※1</sup> ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、当初設定時に一括徴収し、その後の信託期間中には徴収しない仕組みであり、途中換金または繰上償還があった場合でも払戻しされません。<br/> <sup>※2</sup> 運用指図の権限委託先であるアムンディ インベストメント・ソリューションズに支払う報酬額は、投資信託財産の当初設定時元本総額に対し、上限0.70%<sup>※3</sup>を乗じて得た金額とし、委託会社の報酬から支払うものとします。<br/> <sup>※3</sup> 日本国外においてかかる費用(信託報酬の配分のうち、投資顧問報酬)に関しては、消費税等が課されません。<br/>           ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。         </p> | 委託会社                   | 販売会社 | 受託会社 | 上限0.735%<br>(税抜0.70%) <sup>※2</sup> | 上限1.05%<br>(税抜1.00%) | 0.07875%<br>(税抜0.075%) |
|-------------------------------------|---|------------------------|------|------|-------------------------------------|----------------------|------------------------|
|                                     | 委託会社  | 販売会社                   | 受託会社 |      |                                     |                      |                        |
| 上限0.735%<br>(税抜0.70%) <sup>※2</sup> | 上限1.05%<br>(税抜1.00%)  | 0.07875%<br>(税抜0.075%) |      |      |                                     |                      |                        |
| その他の費用・手数料                          | <p>投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。</p> <p>投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用(年率0.01%(税込)、上限200万円/回(税込))(本書作成日現在)は、毎計算期末に投資信託財産中より支弁することを原則とします。</p> <p><sup>※</sup>その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>  |                        |      |      |                                     |                      |                        |

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金  |
|---------------|-----------|---|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>収益分配金に対して10%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% |

◆上記は、平成24年3月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。